

災害等における年会費免除規定

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本在宅ケア学会（以下「本学会」という）の学会員が災害救助法の適用自治体での被災やその他の災害に該当する被災者となった場合、被災会員への該当年度の年会費免除に関する必要な事項を定める。

(被災会員)

第2条 本規定での被災会員とは、災害発生時すでに本学会の学会員として理事会による承認を受けている者を該当者とする。但し、前年度までに納入する年会費がある該当者においては、それまでの年度に未納会費がない会員とする。

(該当事項)

第3条 本規定での災害等の該当事項は、災害救助法等の自然災害（風水害、地震、津波等）やその他の火災の被害等に該当する被災に遭う罹災証明書を居住自治体へ申請し、所持している場合をいう。

(該当年会費)

第4条 免除する年会費は、罹災証明書が発行された年度、もしくは発行された年度にすでに年会費を納入済みの場合にはその翌年度の年会費を該当年会費とする。

(申請方法)

第5条 本規定による年会費免除を希望する会員は、災害等における年会費免除申請書（別紙）に記入し、罹災証明書（コピー可）を添えた必要書類を学会事務局へ提出する。申請期間は、免除の申請を受けようとする年度の年度末までとする。

(審議・承認)

第6条 本規定の申請があった場合には学会事務局が必要書類をとりまとめ、理事長・副理事長・会計・総務で審議する。承認された場合には、直近の理事会で申請者を匿名化したうえで報告する。

(附則)

本規定は、令和6年6月23日から施行する。